令和４年加茂市議会９月定例会会議録（第４号）

９月２７日

議事日程第４号

令和４年９月２７日（火曜日）午前９時３０分開議

第１　第７０号議案から第７６号議案まで及び第８５号議案から第９１号議案まで

第２　第７７号議案から第８４号議案まで

第３　議員発案第５号

第４　議員発案第６号及び議員発案第７号

第５　議員発案第８号

本日の会議に付した事件

日程第１　第７０号議案　令和４年度加茂市一般会計補正予算（第１０号）

第７１号議案　令和４年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第７２号議案　令和４年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第７３号議案　令和４年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

第７４号議案　令和４年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第３号）

第７５号議案　令和４年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

第７６号議案　令和４年度加茂市水道事業会計補正予算（第１号）

第８５号議案　加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

第８６号議案　加茂市印鑑条例の一部改正について

第８７号議案　加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第８８号議案　加茂市手数料条例の一部改正について

第８９号議案　加茂市営市民バス条例の一部改正について

第９０号議案　加茂市デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部改正について

第９１号議案　損害賠償額の決定について

日程第２　第７７号議案　令和３年度加茂市一般会計決算の認定について

第７８号議案　令和３年度加茂市国民健康保険特別会計決算の認定について

第７９号議案　令和３年度加茂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第８０号議案　令和３年度加茂市宅地造成事業特別会計決算の認定について

第８１号議案　令和３年度加茂市下水道事業特別会計決算の認定について

第８２号議案　令和３年度加茂市介護保険特別会計決算の認定について

第８３号議案　令和３年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計決算の認定について

第８４号議案　令和３年度加茂市水道事業会計決算の認定について

日程第３　議員発案第５号　森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

日程第４　議員発案第６号　加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

議員発案第７号　加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

日程第５　議員発案第８号　橋本昌美議員に対する糾弾決議

○出席議員（１７名）

１番	森　友和君	２番	大橋一久君
３番	橋本昌美君	４番	中沢真佐子君
５番	三沢嘉男君	６番	白川克広君
７番	佐藤俊夫君	８番	大平一貴君
９番	浅野一明君	１０番	滝沢茂秋君
１１番	森山一理君	１２番	山田義栄君
１３番	中野元栄君	１５番	樋口博務君
１６番	安武秀敏君	１７番	樋口浩二君
１８番	関　龍雄君		

○欠席議員（０名）

○欠員議員（１名）

○説明のため出席した者

市長	藤田明美君	副市長	五十嵐裕幸君
総務課長	明田川太門君	財政課長	車谷憲繁君
税務課長 会計課長	目黒博之君	農林課長 農業委員会事務局長	大竹久範君
商工観光課長	吉田裕之君	市民課長	智野賢一君
環境課長	石附敏春君	こども未来課長	井上　毅君
健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長 加茂市介護・看護支援センター所長	佐藤正直君	教育長	山川雅巳君
教育委員会庶務課長 文化会館長	草野智文君	教育委員会学校教育課長	阿部一晴君
教育委員会社会教育課長	有本幸雄君	教育委員会スポーツ振興課長	五十嵐　卓君
監査委員	山口　昇君	監査委員事務局長	齋藤美佐子君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	大野博司君	次長	野村直美君
次長	坂井恵里君	係長	石津敏朗君

嘱託速記士　　丸　山　夏　歩　君

午前９時３０分　開議

○議長（滝沢茂秋君）　これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第４号に入ります。

日程第１　第７０号議案から第７６号議案まで及び第８５号議案から第９１号議案まで

○議長（滝沢茂秋君）　日程第１、第７０号議案から第７６号議案まで及び第８５号議案から第９１号議案までを一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、７番、佐藤俊夫君。

〔総務文教常任委員長　佐藤俊夫君　登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤俊夫君）　おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第７０号議案令和４年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか３件でありまして、これについて去る９月１６日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第７０号議案のうち本委員会所管の部分、第８５号議案、第８７号議案及び第９１号議案の以上４件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、１１番、森山一理君。

〔産業建設常任委員長　森山一理君　登壇〕

○産業建設常任委員長（森山一理君）　おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第７０号議案令和４年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか２件でありまして、これについて去る９月１４日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第７０号議案のうち本委員会所管の部分、第７３号議案及び第７６号議案の以上３件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって

原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、５番、三沢嘉男君。

〔社会厚生常任委員長　三沢嘉男君　登壇〕

○社会厚生常任委員長（三沢嘉男君）　おはようございます。社会厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第７０号議案令和４年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか８件でありまして、これについて去る９月１５日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、第７０号議案のうち本委員会所管の部分、第７１号議案、第７２号議案、第７４号議案、第７５号議案、第８６号議案、第８９号議案及び第９０号議案の以上８件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第８８号議案については、内容の説明に対し質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

反対からいきますが、反対の方は。

４番、中沢真佐子君。

○４番（中沢真佐子君）　第８８号議案について反対の討論を行います。委員会では賛成で可決されましたけれど、この議案について反対をいたします。

第８８号議案加茂市手数料条例の一部改正について、これは市役所や分館で行っている証明書等の交付や証明のサービスをコンビニエンスストアでもできるようにするというものです。目的は、１、マイナンバーカードの普及、２、窓口の混雑の緩和、３、市民の利便性を図るとなっています。サービスの内容は、住民票の写しの交付、住民票記載事項の証明、印鑑登録証明の交付、納税に関する証明です。これらをマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで取ると、市役所では３００円の交付手数料のところ、

コンビニエンスストアでは１００円安い２００円の手数料となります。市民の利便性を図るという目的については、仕事で役所に行く時間がない人にとってよい方法であると考えますが、手数料が１００円も違うというのはどういう理由でしょうか。マイナンバーカードのある、なしにかかわらず、またどこの場所で取ろうと、つまりコンビニに行こうと、市役所に行こうと同じサービスを受けるについては同額であるべきと考えます。よって、この条例の改正に反対します。

ちなみに、このコンビニエンスストアでのサービス業務においてかかる費用について補足しておきます。コンビニエンスストアにおける交付手数料を１００円減らした分は、国からのコロナ交付金から支払われます。そして、1件につき１１７円が市の財政から業務委託費としてコンビニに支払われるというものです。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君）　８番、大平一貴君。

○８番（大平一貴君）　第７０号議案令和４年度一般会計補正予算（第１０号）について賛成の討論です。

最初に、市民課でマイナンバーカード普及のため、クオカード購入費７２８万円についてですが、これはマイナポイント支給によるカードの普及促進がなくなった場合に使用する目的で計上されました。これは、９月末までがマイナポイントの期限ですので、その目的で計上されて、１０月以降なくなりますので、それに対して支給したいという話でした。社会厚生常任委員会でマイナポイントが延長したらどうするのかという加茂市議会らしい、すばらしいやじが飛びました。委員会での回答はありませんでしたが、予算計上の目的からすれば、マイナポイントの延長が決まりましたので、購入は見合わせ、マイナポイントが切れたら購入すべきだと思います。

次に、６月議会で指摘したメリアの３階です。今議会で予算が計上され、よかったと思います。

次に、５月全員協議会で指摘した市営住宅の低層階修繕費も計上されてよかったと思います。幾つかある市営住宅は集約し、空いた土地が有効活用されるようにしてください。

次に、石川小の多目的トイレですが、法律に従えば建設しなければなりませんが、使う予定もないトイレです。加茂市だけではありませんが、障害者に必要な予算は多くありますが、障害者の皆さんが満足されるほど使うことはできていない状況です。先日も商店街のアーケードで車椅子の方が５センチほどの段差で苦労されているところを見ました。多目的トイレを設置しないと仮設校舎の建設が認められないようですので、いっそのこと仮設校舎建設を中止し、市内の小学校をどうするか検討した後に、適切な場所に石川県白山市にある白山蕪城小学校のように多くの人が入学させたいと思うような校舎を建設すべきだと思います。仮校舎建設を中止しないときは、公務員なら法律を守るだけでよいのですが、政治家であれば市民のためにならない法律を変えるように交渉すべきだと思います。

次に、文化会館ですが、木を見て森を見ずではいけないと言われていたので、市民に森を見せる必要があります。その森が２０２２年３月改訂版の加茂市公共施設総合管理計画であるならば、その内容を明らかにしてから進めてはいかがでしょうか。その内容とは、建物とインフラ資産の２つに分かれておりまして、それぞれかかる費用が出ているものです。建物資産は、今後４０年間で５９７億円、１年当たり１４．９億円、これに対して過去５年間平均で更新費用が４．６億円出ていますので、不足額が１０．３億円になります。インフラ資産は、４０年で１，１４９億円、１年当たり２８．７億円かかります。更新費用は今まで７．１億円でしたので、不足額が２１．６億円、更新費用の年間不足額が３１．９億円です。これを長寿命化すると、建物資産は４０年で４４４億円、１年当たり１１．１億円、不足額が６．５億円、

インフラ資産は４０年間で４１４億円、１年当たり１０．４億円、不足額が３．３億円、長寿命化した場合の更新費用が毎年９．８億円かかるというものです。

さらに、建物資産では加茂市学校長寿命化計画において長寿命化の効果が十分認められないという指摘も出ています。インフラ資産では、計画期間外に大規模な改修や更新事業に費用が計上されていないこと、長寿命化対策後の長期的な見通しが低く見積もられていることが指摘されています。

私は、これ以外に心配していることが２点あります。１つは、長寿命化で本当にこれだけの金額が減るのかということです。８８８億円減っています。もう一つは、人口減少し、２０４５年には加茂市の人口が３８％減の１万５，７０３人になるにもかかわらず、直近５年間の平均と同じ更新費用を出し続けられるかということです。

行財政健全化推進計画の進捗報告で、財政調整基金が計画の２．４億円を上回る４．１億円たまったのはよいことだと思いますが、毎年９．８億円不足することと比較すると依然として厳しい状況です。建物の面積を減らすとのことですが、インフラ資産もある中で、建物の面積だけで対応できますでしょうか。文化会館の整備費を追加で出す前に立ち止まって検討してはいかがでしょうか。

最後に、議員定数削減に向け多くの議員が活動しています。私は、議会報告を自費で何度も発行し、市民の関心を高め、世論を形成し、議員定数削減の流れをつくっています。議員定数削減の理由は、人口比で議員が多いこと、議員が少ないほうが効率よい運営ができることもありますが、加茂市の財政が厳しいことも大きな理由です。その状況下で必要度が不明な人を採用する議案を上程することは評価できません。防災専門員は、自主防災組織率を高めること、避難訓練をするという明確な目的があるので、よいような気がします。地域プロジェクトマネジャーのＣＳＯは、ウォーカブルなまちづくりを含めよく分かりません。職員も分からないようです。過去、議員に向けて説明いただいておりますが、ＣＳＯ就任後は分かりやすくしていただけますようにお願いいたします。政策専門員は、都市計画マスタープランをつくるという明確な目的がありますが、週１回勤務で報酬２０万円です。旅費を加えるとそれなりの額になります。１日５万円であれば、年間２５０日換算だと１，２５０万円の報酬ということになりますね。そこまで必要ないのではないかなというふうに思います。

以上、賛成しますが、討論を踏まえた予算執行をお願いいたします。

○議長（滝沢茂秋君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第８５号議案から第８７号議案まで、第８９号議案及び第９０号議案の各条例の制定、一部改正についての５件を一括して採決いたします。

以上５件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第８８号議案加茂市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

○議長（滝沢茂秋君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第９１号議案損害賠償額の決定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第７０号議案から第７６号議案までの令和４年度各会計補正予算７件を一括して採決いたします。

以上７件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２　第７７号議案から第８４号議案まで

○議長（滝沢茂秋君）　次に、日程第２、第７７号議案から第８４号議案までの各会計決算の認定についての８件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会における付託議案の審査の結果について、各特別委員長より報告を求めます。

初めに、決算審査第１特別委員長、７番、佐藤俊夫君。

〔決算審査第１特別委員長　佐藤俊夫君　登壇〕

○決算審査第1特別委員長（佐藤俊夫君）　決算審査第1特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第７７号議案令和３年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についてほか４件でありまして、これについて去る９月２０日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第７７号議案のうち本委員会所管の部分、第７８号議案、第７９号議案、第８２号議案及び第８３号議案の以上５件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特段意見を付することなく、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算審査第２特別委員長、１１番、森山一理君。

〔決算審査第２特別委員長　森山一理君　登壇〕

○決算審査第２特別委員長（森山一理君）　決算審査第２特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第７７号議案令和３年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についての１件でありまして、これについて去る９月２１日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第７７号議案のうち本委員会所管の部分について、内容の説明を求め質疑を行いましたが、特段意見を付することなく、全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算審査第３特別委員長、５番、三沢嘉男君。

〔決算審査第３特別委員長　三沢嘉男君　登壇〕

○決算審査第３特別委員長（三沢嘉男君）　決算審査第３特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第７７号議案令和３年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についてほか３件でありまして、これについて去る９月２２日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第７７号議案のうち本委員会所管の部分、第８０号議案、第８１号議案及び第８４号議案の以上４件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特段意見を付することなく、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第７７号議案から第８４号議案までの各会計決算の認定についての８件を一括して採決いたします。

以上８件について委員長の報告はいずれも認定であります。

お諮りいたします。以上の各決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

１０時１５分まで休憩いたします。

午前　９時５６分　休憩

午前１０時１５分　開議

○議長（滝沢茂秋君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第３　議員発案第５号

○議長（滝沢茂秋君）　次に、日程第３、議員発案第５号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

２番、大橋一久君。

〔２番　大橋一久君　登壇〕

○２番（大橋一久君）　それでは、議員発案第５号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について御説明申し上げます。

提案者は私、大橋一久、賛成者は森友和議員、佐藤俊夫議員、大平一貴議員、森山一理議員、山田義栄議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

国土の３分の２を占める森林は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている。気候変動対策の一環として設けられ、森林の整備や保全等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国が地方公共団体に配分する森林環境譲与税は、地方が直面する森林整備等の課題に対応するための財源として活用が期待されている。

しかし、総額の５０％を私有林人工林面積、３０％を人口、２０％を林業就業者数に応じて割り振るという現在の配分基準では、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が高くなっているとの指摘があるほか、制度が始まった令和元年度と令和２年度に全国市区町村に配分された譲与額の５４％に当たる約２７１億円が使われず、基金に積み立てられている。

このような実態を受け、森林整備の必要性が強まっている地域からは、広い森林を抱える地方公共団体

への配分を増やしてほしいとの切実な声が上がっており、森林環境譲与税の円滑な活用に向けた課題の洗い出しなど、譲与基準の見直しも視野に入れた検討を行う動きも出ている。

また、森林環境譲与税は、現在、地方公共団体金融機構の「公庫債権金利変動準備金」を活用しているが、令和６年度からは個人住民税に１，０００円を上乗せして徴収する「森林環境税」を原資とすることとなっており、有効に活用していくことが求められる。

よって国会並びに政府におかれては、森林環境譲与税を円滑に活用することで、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向で、譲与基準見直しを実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

皆様の御賛同をいただきまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び農林水産大臣宛てに意見書を提出したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（滝沢茂秋君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第５号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、議員発案第５号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第５号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思いますので、御了承願います。

日程第４　議員発案第６号及び議員発案第７号

○議長（滝沢茂秋君）　次に、日程第４、議員発案第６号及び議員発案第７号加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

最初に、議員発案第６号について説明を求めます。

２番、大橋一久君。

〔２番　大橋一久君　登壇〕

○２番（大橋一久君）　ただいま上程になりました議員発案第６号加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

提案者は私、大橋一久、賛成者は森友和議員、橋本昌美議員であります。

提案理由について述べさせていただきます。

加茂市議会６月定例会での削減案否決後、市民の声はどうだったでしょうか。落胆の声が多く寄せられたのではないでしょうか。議員に寄せられる声、そして加茂市議会に寄せられる声は大変厳しいものであります。定数削減４を実現してほしいとの声がたくさん届いております。人口減少が進む中、また今後の人口推移を見据えた中では、議員定数４削減が最適解と考えます。今信頼される議会、多様性のある議会を市民の皆様から求められているのではないでしょうか。加茂市議会が自ら大胆に変革できる姿を示さなくてはならないと考えます。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（滝沢茂秋君）　続いて、議員発案第７号について説明を求めます。

１２番、山田義栄君。

〔１２番　山田義栄君　登壇〕

○１２番（山田義栄君）　ただいま上程されました議員発案第７号加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。

賛成者は、白川克広議員、中野元栄議員、樋口博務議員、樋口浩二議員、関龍雄議員であります。

平成３１年４月の改選後、議員意見交換会の中で議員定数の問題につきまして御意見があり、何回か議員全員で話合いがありました。現状維持、２名削減、４名削減等多様な意見があり、集約することはできませんでした。しかしながら、現在はおおむね削減については理解を得ることができていると思います。

その後、個別での意見交換をし、このままでは定数削減が実現しないのではないかと思い、３名削減をし、定数１５名の改正案を提出させていただきました。内容につきましては、意見交換等で皆さんそれぞれの意見をお聞きしておりますので、御承知かと思いますが、現状の加茂市の人口とこの先の人口減を見据えた定数をどういうふうに市民と皆さんが考えるかだと思います。過去の削減は８年ごとに２名削減をされてきたわけですけれども、近年人口の減が多くなっており、市民の意見をより多くの議員の皆さんが市政に反映できるかということではないかと思います。皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢茂秋君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第６号及び議員発案第７号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、議員発案第６号及び議員発案第７号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

１８番、関龍雄君。

○１８番（関龍雄君）　議員定数の削減については、先ほど山田議員からも話がありましたように、昨年１年間ほぼ毎月検討を進めてきたわけでありまして、私も４人削減ということである意味分担しまして検討させていただきました。今加茂市の人口は年間約５００人、５００人ちょっとオーバーしているわけですけども、減少しております。そうしますと、４年たつと２，０００人減るということで、４年後には約２万３，０００人になると。そうしたときに、じゃ何人がいいだろうかということでいろいろ考えてきたわけであります。私は、正直申し上げまして、今の制度の中では４人減らして１４人というのが最低の線、それ以上減らすとやっぱり無理が出てくるというふうに思っております。しかし、なかなか皆さんの御意見がまとまらないという中で、じゃ何人だったらまとまるのだろうかということで、今回は３人のほうに賛成者として名前を挙げさせていただきました。実は３人減というのは無理があるのです。あるというのは、委員会構成の中でじゃどういう形でやるかということで、いろいろ世間の状況を調べてみました。という中で若干無理があるということで、必ずしも最適な人数ではないというふうに私は思っています。そうしますと、そういう中でなぜ今回３人にしたかということは、結局削減を優先すると。このままではいけないのだよと。３人減らしておけば、例えば１４人にしようとしてもあと１人ですから、そのときはそれほどの抵抗なくできるのじゃないかということを含めて、今回、私も先そう長くないわけでありますので、そういうことを含めて削減の、とにかく基礎をつくっておきたいということで、３人という提案に乗ったわけであります。そういうことを含めまして、議員の皆さんもいろいろあると思いますけれども、先のことを考え、あるいは議会全体の運営のことを考えて、じゃ何人がいいのだということで、ぜひ御判断をしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君）　質疑ですが、特に質問ということではないですね。

○１８番（関龍雄君）　意見です。質問というか、すみません、意見です。

○議長（滝沢茂秋君）　では、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

９番、浅野一明君。

○９番（浅野一明君）　ただいまの議員発案第６号と７号ですかね、４人削減案と３人削減案、両方に反対の立場で討論させていただきます。

まず、４人削減については、前回も討論したとおりで、議席数、議員の定数というのは議員の特権でも何でもなくて、市民の参政権そのもの、参政権を実現するための権利そのものだというふうに考えております。したがって、削減にはできるだけ慎重に臨むべきというふうに考えております。それで、これまでも議員意見交換会などの場で言われてきたように、今の人口減に合わせるのであれば定数２削減が適当であろうという意見がかなり多かったと思います。これについては前回の４人削減案が出たときも討論の中

でもあったような気がするのですが、それであれば２削減というのが一番皆さんに理解していただける内容じゃないかなというふうに考えております。４削減のように先を見据えて、まだ人口がそこまで減っていないのに市民の権利を今のうちに減らしてしまうというのは、これは私はよくないというふうに考えております。市役所内の市政運営においてコストの削減が大切だというふうに言われますけれども、市民の参政権、民主主義そのものに係るコストを削減する部分は本当に慎重に検討するべきだというふうに考えております。

同じく３削減についても、先ほど申し上げましたように、２削減が今の人口規模からすれば適当であるのに３にしてしまうのは少し行き過ぎだろうというふうに考えております。また、３削減につきましては、３人削減すると議席数が１５というふうに奇数になってしまうのです。この奇数の議席数というのは、新潟県内で見ても、全国的に見ても奇数にしているところはかなり少ない状況になっているかと思います。ちょっと今正確な数カウントしていませんけれども、以前見た資料の中では全国の８割の市町村が議席数は偶数になっているかというふうに思います。現在もその傾向は変わっていないのじゃないかなというふうに思います。なぜそのように偶数で議席を設定しているか考えてみますと、結局奇数のまま議会が始まってしまうと、議長が１人抜けてしまって、議長はやっぱり皆さんの意見を平等に扱うのが仕事なために、議長には表決権が基本的に認められていないという状況になっています。これ議員定数を減らして人数少なくなった状態で、議場にいる議員の数が偶数になるので、可否同数という状況が発生する可能性がかなり高くなってくるのだと思うのです。これは定数減らせば減らすほどその可能性が高くなる、可能性というか、確率がかな、計算上の確率ですけども、その確率が非常に高くなってくるように思います。そういった可否同数に割れるような重要な議案について議長が意見を出してどっちかに決定してしまうという状況は、議長がいろいろな議案を平等に扱うという立場からすると、これもあまり適切じゃないだろうなというふうに考えております。

以上２点なのですが、将来を見据えて今のうちに削減するというのは反対でして、あとは３人削減というのもそういった議場の安定的な運営を考えた上でうまくないだろうというふうに考えております。以上で両方の議案に反対させていただきます。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君）　４番、中沢真佐子君。

○４番（中沢真佐子君）　３人削減、４人削減、両方の議案に反対の立場で討論です。

田上町の議員１人に対する住民の数を計算してみました。田上町は、２０２０年の１０月のデータですけど、１万１，２２７人です。議員が１４人で、住民８０２人に１人の議員になります。加茂市は、２０２２年９月１日の人口で調べました。２万５，２２４人。議員が１８人ですので、住民１，４０１人に１人です。田上の議員報酬は１８万４，０００円です。加茂の議員報酬は２８万４，３００円です。私は、財政的なことを考えると、減らすともちろん財政はその分潤うと思いますけれども、加茂市や田上町のような人数の少ない都市は、大きな都市よりも議員の数が多いほうが住民の意見が集まるのではないかと考えております。ですから、住民が減るから、数を減らしていくと、先を予想して減らしていくということについては反対ですし、人口が減った場合にどのような議会にしていくか、給料はそう高くなくても人数を確保していくのか、それとも少数精鋭で議員を減らしていくのか、いろいろな方法があると思いますけれども、私はできるだけ多くの議員が自分の支持者の意見を市政に反映させるようにしていくことが大事と考

えますので、反対です。

○議長（滝沢茂秋君）　6番、白川克広君。

○6番（白川克広君）　4減について反対、3減を賛成の立場で発言いたします。

4減につきましては、6月議会以降、具体的な市民の声等々を拾った活動が認められない。壇上で大橋議員が話しているだけであって、具体的な市民のそういった声が集約されたのかどうか、集約されたのであれば明らかにしてほしい。それと、人口減少云々で将来にわたっての人口減少がこのままいくのか、誰もそれは想像の域にしかすぎないので、将来にわたって、ここに来ていきなり4減というのは理解できないということです。

それから、議員定数については市民の大方の理解が得られて、削減すべきという声が確かに大多数であります。１８はそれこそ比較論からいけば人口規模からしても多いことは多いわけでありまして、1年以上かけて何人減らすのかを議論してきたわけであって、それが4減という形で6月議会に提案されて否決されたわけでありますので、それ以外の妥当な妥協できる減少数を模索した結果、3減というところで議員あるいは市民もまあ減らすのであればという一応の理解が得られる数字というふうに判断、理解しております。

それでまた、議会の運営につきましても、議会は活性化、透明性を求めるのが本旨であって、数やそういうものではないのだと。議員の一人一人あるいは議長、議会全体での運営をどうするのかということが必要であって、削減したからいい、削減しなかったらいいという問題とは別問題でありますので、その辺を混同しないよう4減に反対して、3減をよろしく御支持いただきたい。

以上で討論終わります。

○議長（滝沢茂秋君）　8番、大平一貴君。

○8番（大平一貴君）　4減に賛成しておきます。

まず、4減の意見を集約したかということなのですが、議会で集約するのはやめましょうみたいな話でしたから、ほかの3減とかも含めて、我々別のとこでやっているわけではないのですけど、大橋議員のところには人気があるので、いっぱい行ったのでしょう。私のとこにはそれほど来ていませんが、削減してくれという話はいっぱい来ています。

人口に関しましては、推測だけという話なのですけど、これ推測じゃないと思います。ほぼこういうふうになっていくと思います。生まれてくる子供の数と亡くなっていく人の数を見ただけでもよく分かると思いますので、その辺はぜひ御理解いただきたいと思います。

あとは、浅野議員が言われた議長が賛否に関わるのはよくないというのは、それはそのとおりかなと思いますが、まあしようがないかなという感じはします。

あと、やっぱり私が一番問題にしているのは、先ほどの７０号議案の討論でもさせていただきましたが、この１０億円をどうするのかというところに対して我々は回答していかなければならないというところなのです。恐らく公共施設はこれから幾つかやめていくだろうし、ほかのこともやっていくことが想像、予想される中で、議員削減をやらないという選択肢、あまり考えられないのじゃないかなというふうに思います。市民の中で議員が減ると困るという意見も確かにありますが、私は賛成することが市民としてそれほど求めている、人数が減ることによってそれが減るというふうに考えている人はいないのではないかなと思いますので、4減すべきだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、議員発案第６号加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

投票という声がありましたが、記名投票ということですか。（「記名投票」と呼ぶ者あり）

では、確認で記名投票を要求する諸君は挙手を願います。

〔賛成者　挙手〕

○議長（滝沢茂秋君）　この採決については、大平一貴君外２名から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場　閉鎖〕

○議長（滝沢茂秋君）　ただいまの出席議員数は１６人であります。

投票用札を配付いたさせます。

〔投票用札　配付〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票用札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱　点検〕

○議長（滝沢茂秋君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を投票願います。

１番から順次投票を願います。

〔各員　投票〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場　開鎖〕

○議長（滝沢茂秋君）　開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に８番、大平一貴君、１８番、関龍雄君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

〔投票　点検〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数１６票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち　賛　成　　５票

　　反　対　　１１票

以上のとおり反対が多数であります。よって、本案は否決されました。

白票（賛成）を投じた議員の氏名

森　友　和　君	大　橋　一　久　君	橋　本　昌　美　君
三　沢　嘉　男　君	大　平　一　貴　君	

青票（反対）を投じた議員の氏名

中　沢　真佐子　君	白　川　克　広　君	佐　藤　俊　夫　君
浅　野　一　明　君	森　山　一　理　君	山　田　義　栄　君
中　野　元　栄　君	樋　口　博　務　君	安　武　秀　敏　君
樋　口　浩　二　君	関　　龍　雄　君	

暫時休憩します。

午前１０時５０分　休憩

午前１０時５２分　開議

○議長（滝沢茂秋君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議員発案第７号加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

〔２番　大橋一久君　退場〕

○議長（滝沢茂秋君）　この採決は起立により行います。（「投票」「記名投票」と呼ぶ者あり）

今投票という声が樋口博務議員からありましたが、賛成の方挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

○議長（滝沢茂秋君）　それでは、この採決については樋口博務君外３名から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場　閉鎖〕

○議長（滝沢茂秋君）　ただいまの出席議員数は１５人であります。

投票用札を配付いたさせます。

〔投票用札　配付〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票用札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱　点検〕

○議長（滝沢茂秋君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を投票願います。

１番から順次投票を願います。

〔各員　投票〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場　開鎖〕

○議長（滝沢茂秋君）　開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に９番、浅野一明君、１番、森友和君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

〔投票　点検〕

○議長（滝沢茂秋君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数１５票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち　　賛　成　　１１票

　　反　対　　４票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

白票（賛成）を投じた議員の氏名

森　友　和　君	橋　本　昌　美　君	三　沢　嘉　男　君
白　川　克　広　君	大　平　一　貴　君	山　田　義　栄　君
中　野　元　栄　君	樋　口　博　務　君	安　武　秀　敏　君
樋　口　浩　二　君	関　龍　雄　君	

青票（反対）を投じた議員の氏名

中　沢　真佐子　君	佐　藤　俊　夫　君	浅　野　一　明　君
森　山　一　理　君		

暫時休憩します。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時０１分　開議

〔２番　大橋一久君　入場〕

○議長（滝沢茂秋君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第５　議員発案第８号

○議長（滝沢茂秋君）　次に、日程第５、議員発案第８号橋本昌美議員に対する糾弾決議を議題といたします。

それでは、地方自治法第１１７条の規定により、橋本議員の退席を求めます。

〔３番　橋本昌美君　退場〕

○議長（滝沢茂秋君）　提出者の提案理由の説明を求めます。

１番、森友和君。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　それでは、議員発案第８号橋本昌美議員に対する糾弾決議について、案文を朗読し、提案理由を説明いたします。

提案者は私、森友和、賛成者は大橋一久議員、白川克広議員です。

橋本昌美議員は、令和２年１月８日に、ＪＲ長岡駅から加茂駅間を無賃乗車のうえ、加茂駅西口の改札を通らず、脇の柵を通り抜ける、いわゆるキセル行為を行いました。橋本議員の行為は、議員としての資質を欠く行為であり、議員の品位と名誉を害し、議会に対する市民の信頼を損ねる行為であります。

よって、ここに本議会は、橋本議員を糾弾し、今後の議員としての在り方をよくよく考えられることを強く促すものであります。

以上決議します。

提案理由を御説明いたします。

令和２年１月８日早朝、橋本議員は長岡駅より乗車し、加茂駅西口で下車する際、精算をせず改札脇の柵を抜け出たとして、駅職員により改札より約１００メートル離れた路上にて捕捉されました。後の本人からの説明によれば、橋本議員はその場を一度離れた後に東口にて残額の精算を行ったとのことでした。

この件について、６日後の令和２年１月１４日、事実を知った市の担当者による相談の結果、会派の代表へその旨の連絡がなされました。

その後約１年９か月の後、令和３年１０月頃、市民からの伝聞により当事案について知ることとなった議員から議長への事実確認が行われました。令和３年１１月には副議長による当事案についての調査が行われ、橋本議員に対しては議長より口頭での厳重注意が行われました。

この事実については、当時議員全員に通知されることなく、事案の発生から議長による口頭注意がなされるまでの一連の事実を議員全員が知ったのは、令和４年３月１８日に開催された議員意見交換会において、橋本議員による当事案についての説明があったときでした。

議会外で起こり、また刑事事件とはならず、見方、判断の難しい事案ではあるものの、橋本議員の行為は議員としての資質を欠く行為であり、議員の品位と名誉を害し、議会に対する市民の信頼を損ねるものであると言わざるを得ません。よって、議会として橋本議員を糾弾し、今後の議員としての在り方をよくよく考えられることを強く促すものであります。

○議長（滝沢茂秋君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第８号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、議員発案第８号については委員会への付託を省略

することに決しました。

橋本議員より議場において発言したいとの申出がありましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、橋本議員の発言の申出を許可いたします。

〔３番　橋本昌美君　入場、登壇〕

○３番（橋本昌美君）　ただいま議会におきまして私の不祥事に対する申出がありました。私は、これを否定するものではございません。私の不注意とはいえ、お金を落としてしまい、ポケットにあった金銭で取りあえず乗って、後で支払えばいいという自分の都合を優先した結果であり、大変申し訳なく思います。しかし、西口の改札を通る際については、声を最低限２回はすみませんと申しましたが、全然返事がなく、仕方なく抜けたものでございます。まず、今後においては議員の職において返していきたいと思っております。

以上です。

〔３番　橋本昌美君　退場〕

○議長（滝沢茂秋君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

１８番、関龍雄君。

○１８番（関龍雄君）　本件につきましては、先ほども提案者から会派の会長に対して話があったというふうに言われましたが、その日に実は本人からこういう事件がありましたということで連絡がありました。私自身は、当日だったか、翌日だったかちょっと覚えていないのですけども、東口の市の派遣職員というか、シルバー人材センターの派遣された方だったというふうに理解しておりますけども、お会いしていろいろ状況をお聞きしました。そのときはかなり興奮をしておられましたけれども、いろいろ話をした中で、本人が東口で精算をし、しかも普通罰則は３倍払うことになっているのですけども、通常の金額で払ってきましたというようなことで、特に問題にされるような中身ではなかったので、状況がたまたま友達のうちから帰るときに金がポケットになかったということで、入場券を買って入ったということで、私の聞いた話でございますけども、それで西口で呼んだけども、声がなかったということで、本人にもいろいろ聞いたのですが、その係の人にお聞きをしたのですけれども、聞こえなかったけれども、ガチャガチャいう音がしたので、出ていったら本人が走っていくとこだったというようなお話でございました。そういうことで、本人にもいろいろお話ししまして、東口で払ってあるということでありますので、特にＪＲとしては問題にしないという理解をしましたということで、当時、総務課長あるいは事務局長等々連絡を取りましたけれども、取りあえずはそれでよしとして収めたわけであります。

ところが、その方がその後、ちょっとたってから投書をされたということは知りませんでした。知りませんで、しばらくたってから、それは問題が顕在化してから聞いたわけでありますけれども、いずれにしても被害者のいない事件ということであり、立件されたものでもないわけでありますので、私としてはそれで収まったものだというふうに思っていたわけでありますけれども、去年になりまして市民からそういう話が非常に出て困っているというような話がありました。会派としてもいろいろやったのですが、議長とも相談しまして、その事件が起きたときに議長に連絡しなかったということが非常に大きな私のミスだったわけでありますけれども、去年発覚した時点で議長、副議長に一応話をしまして、その後は私は関知

あまりしていないのですけれども、議長、副議長と当人の間でいろいろ、事務局長もちろん含めてでしょうけれども、話合いを持って、一応の結論が出たのは要するに本人に厳重注意しようということでありました。

私は、事件の性格上、そういう被害者のいない事件といいますか、でありますし、確かに人的には若干外れるところありますけれども、誰でもあり得るような事件でもありますので、それでおしまいかなというふうに思っていたわけでありますけれども、今回の発議者の皆さん方はそうはいかなかったということでございますが、私としては非常に加茂市議会としても不名誉なことでありますし、本人の将来のためにも非常によくないことでありますので、できればこういうことがないように願っていたわけでありますけれども、できればこの件については加茂市議会として議決するのではなくて、ぜひ否決をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝沢茂秋君）　関議員、これは質疑なので、提出者に対しての質問であればですが、そうでなければ。

○１８番（関龍雄君）　そういうことで、私はそういうあれしたわけでありますけども、私に対しての何か話もあったというような話がありましたけども、その辺についてはいかがでございましょうか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　議員発案第８号橋本昌美議員に対する糾弾決議でございます。関議員に対して何か物申すものではございません。

○１８番（関龍雄君）　糾弾という言葉があるわけでありますけども、具体的にはどういうことを指しておられますか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　糾弾という言葉が具体的にどうかということでございますが、糾弾という言葉が示すとおりでございます。

○議長（滝沢茂秋君）　３回目ですので、これで最後になります。

○１８番（関龍雄君）　議長と副議長が相談されて、一応の結論を出したわけでありますけど、それに対してどういうふうに考えておられるのか。議長と副議長が公式な形でそういうふうに出したという結論を出しているわけであります。しかも、提案者、副議長が入っているわけでありますけども、その点についてどういうふうに理解されていますか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　副議長と議長が公式な形で出したとおっしゃられたその内容が、私が提案理由で述べました、令和３年１１月に行われました議長により口頭での厳重注意があったというこの点を指しておっしゃるということであれば、これは公式なものではなく、要は外部に対して公表できるものではないと私説明を受けております。

以上でございます。

○議長（滝沢茂秋君）　８番、大平一貴君。

○８番（大平一貴君）　公式かどうかの話なのですけど、公式でない場所でこれで終わりにするといった場合は信用しちゃいかんということで間違いないでしょうか。公式でない場所で厳重注意で終わりにしますという話をしても、それはそれで終わらないと。終わらない。そういうふうに、非公式の場でお話をして、

これで終わりにするといったときに、それは終わらないというふうに我々は判断していいということなのですか。そういうことで間違いないですか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　今ほどの大平議員の御質問が、口頭注意が公式でなかった場合にそれで終わらないのかという御質問ですが、これが一般論としての御質問ということであれば、一般論としてはそれは個別のその時々の状況による各議員の判断ではないかと思います。今回の当議案の内容についてのものとして、非公式な口頭注意をもってこの案件を終えるということが私は議員として適切ではないと考えまして、今回の議案を発案させていただきました。

以上でございます。

○議長（滝沢茂秋君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

１８番、関龍雄君。

○１８番（関龍雄君）　先ほど申し上げましたように、少なくとも事務局を含む議長、副議長の会議で一応の結論を出して、それをもって本人に厳重注意をして終わりにしますということを私は受けているわけでありますので、そういう意味で、しかも全員の前で事情説明と、それから議長がそういう処置で終わりにしましたということを申し上げているわけですから、私は公式、非公式といっても、要するに全員の前でそういう会議の、閉めた後ですけれども、全員がそろっているところでそういう報告をしているわけですので、その報告がなかったということに対しては非常に不満であります、そういう意味では。ですから、そういう意味で本議案について私は賛成はできません。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君）　２番、大橋一久君。

○２番（大橋一久君）　橋本昌美議員への糾弾決議案に賛成の立場で討論いたします。

議員定数大幅削減を公約に掲げて立候補した橋本昌美議員、同期当選として、またかつて同じ会派を組んでいた者として、先ほど森議員と共に大幅削減案を提出いたしました。しかしながら、行動を共にできるのもここまでであります。橋本議員が行ったきせる行為は、加茂市議会、そして加茂市議会議員の名誉を著しくおとしめる行為であります。令和４年３月１８日の全議員に行った橋本議員の説明は到底納得できるものではありませんし、先ほどの行った説明においても、財布を持つ者がポケットにお金があるのかと思いますし、一般論として入場券で入る行為はきせる者の常套手段と考えます。数百円をなぜに惜しんでしまったのか。そして、払える額であった数百円だからこそ橋本議員の行為は悪質と言わざるを得ません。立候補したときの気持ちは、思いはどうだったのか、いま一度向き合ってもらいたい。そして、その初心ときせる行為とはとてもてんびんが釣り合うものではありません。また、プライベートの問題をなぜ当時会派の代表の関代表に話して、関代表を巻き込んでしまったのか、同じ会派の者として怒りを禁じ得ません。議員としての行為ではないと強く糾弾いたします。市民の皆様に向き合い、自身の身の処し方を清く考えてもらいたい。

以上、賛成討論です。

○議長（滝沢茂秋君）　６番、白川克広君。

○６番（白川克広君）　賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来本人の弁明もございましたが、皆さん聞いてのとおり全く他人事です。それと、１つ大きな問題があります。先ほどは金を落としたと言いましたよね。皆さん聞いているとおり議事録に残っています。ところが、最初の説明では友人宅に財布を忘れたと言っているのです。なぜこんなことが違うのだと。まずそれが１つ。他人事なのだと。

それから、先ほど来質疑、討論の中でも誰でもがやる行為だとか、被害者がいない行為だとか、何か全く訳の分からんことを言っている人がいました。誰でもってどういうことですか。あまりにもいいかげんなこと言わないでいただきたい。それから、被害者がいないというのはどういうことなのだと。たまたま親告罪だから、届けを出さなかった。和解した。和解というよりも、私から言わせればパワハラであり、何ら権限のない会派の代表者が出ていって丸く収めたというだけであって、本来であればこれは弁護士の仕事です。したがって、全く関係者は反省の色がないということで、私はもう糾弾を通り越して辞職勧告案出したいぐらいです。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第８号橋本昌美議員に対する糾弾決議を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

○議長（滝沢茂秋君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前１１時２４分　休憩

午前１１時２５分　開議

〔３番　橋本昌美君　入場〕

○議長（滝沢茂秋君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（滝沢茂秋君）　以上で本９月定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長　藤田明美君　登壇〕

○市長（藤田明美君）　９月議会、大変お疲れさまでした。特に本日、またこれまでもそうなのですけれども、様々な御意見が出され、討論がなされること、本当にいろいろな意見があって、それがまた市民の皆さんの意見を反映されているものなのだなというふうに改めて実感することができました。もし考え方が

違うものがあっても、やはりここで真剣に議論するということが加茂市民の、加茂市のためにつながっていくのではないかというふうに実感いたしました。

また、今議会に提案いたしました議案につきまして、慎重な審議の上、可決していただき、また令和３年度決算につきましては認定していただき、ありがとうございました。

昨年も同様なことを申し上げましたが、市議会、また市民の皆様からの御理解がなければ行財政健全化を進めることはできません。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。おかげさまで１年前倒しで財政調整基金３億円の目標を超えることができました。加えて、あえて言わせていただきたいのは、加茂市が、そして社会が大きく変わる現在、勇気を持って新しいことにチャレンジし、また縁の下の力持ちになって目立たない仕事も愚直に取り組む市職員の働きがあったからこそ目標が達成できたということも思っております。しかしながら、持続可能な自治体になるための本格的な取組はこれからです。今後も市民の皆様と向き合い、加茂市の今と未来のために尽くしてまいります。

また、先ほど議員発案がありました議員定数削減につきましては、市民の皆様の大きな関心事でありました。これまでの長い間市議会で議員定数について議論され、様々な意見がある中、加茂市のために１つの結論を出されたことに対しまして心より敬意を表します。議員定数が削減されたといたしましても、これからも加茂市の発展のために全ての議員の皆様と共に切磋琢磨していくことができたら幸いです。

この２０日間の御審議、大変ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君）　これにて令和４年加茂市議会９月定例会を閉会いたします。

午前１１時２９分　閉会